

○ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成17年10月1日

告示第112号

改正 平成18年12月28日告示第314号

平成20年10月30日告示第228号

平成21年7月13日告示第156号

平成23年4月12日告示第108号

平成25年4月1日告示第90号

平成26年9月22日告示第239号

平成27年12月8日告示第351号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この要綱は、**在宅の**小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平27告示351・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において「小児慢性特定疾病児童」とは、埼玉県小児慢性特定疾病医療費支給認定等実施要綱に基づく事業（次条において「小児慢性特定疾病医療費の支給」という。）の対象となっている者をいう。

(平27告示351・全改)

(用具の種目及び給付対象者)

第3条 給付の対象となる用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事項を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者に限る。）とする。

(平20告示228・平25告示90・平27告示351・一部改正)

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（様式第1号）に埼玉県小児慢性特定疾病医療費支給認定等実施要綱に定める小児慢性特定疾病医療受給者証を提示し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該対象者の生活状況、課税状況等を調査書（様式第2号）により調査し、速やかに給付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により、給付を行うことを決定したときは小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び小児慢性特定疾病児

童日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を、申請を却下することを決定したときは小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）を当該申請者に交付するものとする。

（平27告示351・一部改正）

（給付の方法）

第5条 前条第3項の規定により給付券の交付を受けた者は、これを用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に提出して用具の給付を受けるものとする。

2 用具の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、その用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 前項に違反した場合には、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部（次条第1項に規定する受給者が負担する額を除く。）を負担しなければならない。

（費用の負担等）

第6条 受給者は、別表第2の基準により、用具の給付に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。この場合において、負担する額は、原則として用具の引渡しの日直接業者に支払うものとする。

2 前条第1項の規定により、用具の給付を行った業者は、給付券を市に提出し、市が負担すべき額を請求するものとする。この場合において、市が負担すべき額は、給付に必要な用具の購入に要した額から、受給者が負担した額を控除した額とする。

（台帳の整備）

第7条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳（様式第6号）を整備するものとする。

（平27告示351・一部改正）

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第314号）

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第228号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成20年7月1日から適用する。ただし、別表第2Aの項の改正規定及び様式第2号の改正規定については、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされている
 手続その他の行為は、この告示による改正後の相当規定に基づいてなされて
 いる手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年告示第156号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされてい
 る手続その他の行為は、この告示による改正後の相当規定に基づいてなされて
 いる手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年告示第108号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市小児慢性特定疾患児日
 常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第239号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第351号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平21告示156・平23告示108・平27告示351・一部改正）

種目	対象者	性能
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に 使用し得るもの（手すりを付ける ことができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそう（床ずれ）の防止又は 失禁等による汚染若しくは損耗 を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出 し得るもの。ただし、取替えに当 たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附 帯し、原則として使用者の頭部及 び脚部の傾斜角度を個別に調整 できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有す

		<p>る手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>(1) 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、

介助者等が容易に使用し得るもの

別表第2（第6条関係）

（平18告示314・平20告示228・平21告示156・平25告示90・平26告示239・平27告示351・一部改正）

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に要する費用の徴収基準

税額等による世帯の階層区分		費用支払命令又は費用徴収基準月額	
		基準月額	加算基準月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	1,100	110
C1	所得税市町村民税所得割非課税世帯（均非課税等割のみ課税）	2,250	230
C2	世帯（A階層又はB階層に該当する世帯を除く。）市町村民税所得割課税世帯	2,900	290
D1	所得税課税世帯（A階層又はB階層に該当する世帯を除く。）	前年分所得税の額2,400円以下	3,450
D2	前年分所得税の額2,401円～4,800円	3,800	380
D3	前年分所得税の額4,801円～8,400円	4,250	430
D4	前年分所得税の額8,401円～12,000円	4,700	470
D5	前年分所得税の額12,001円～16,200円	5,500	550
D6	前年分所得税の額16,201円～21,000円	6,250	630

D7	〃 21,001円～46,200円	8,100	810
D8	〃 46,201円～60,000円	9,350	940
D9	〃 60,001円～78,000円	11,550	1,160
D10	〃 78,001円～100,500円	13,750	1,380
D11	〃 100,501円～190,000円	17,850	1,790
D12	〃 190,001円～299,500円	22,000	2,200
D13	〃 299,501円～831,900円	26,150	2,620
D14	〃 831,901円～1,467,000円	40,350	4,040
D15	〃 1,467,001円～1,632,000円	42,500	4,250
D16	〃 1,632,001円～2,302,900円	51,450	5,150
D17	〃 2,302,901円～3,117,000円	61,250	6,130
D18	〃 3,117,001円～4,173,000円	71,900	7,190
D19	〃 4,173,001円以上	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は、8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

(1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第2の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の設定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を設定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に規定する扶養義務者をいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項及び第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7第1項第1号、第2項、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。）及び生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）を

いう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

3 徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

様式第1号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住所

氏名



続柄

電話

ふじみ野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象者氏名		男・女	生年月日	年 月 日
住 所				
疾 病 名				
症 状				
給付を受けた い用具の名称 及び型式、規 模等				
給付を希望す る理由(具体 的に)				
備 考				

同意書 私は、この申請に伴う自己負担額の算出について、私の課税台帳を閲覧することに同意します。

氏名



様式第2号(第4条関係)

調 査 書(日常生活用具給付事業)

①申請書受理番号 申請年月日		第 号 年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者 との続柄		
④ 対象者	氏名		男・女		生年月日		年 月 日(歳)	
	住所							
	疾病名							
⑤世帯員の 状況	氏 名	年齢	対 象 者 との続柄	課 税 状 況			備 考	
				市町村民税 均 等 割	市町村民税 所 得 割	前 年 分 所 得 税		
				円	円	円		
⑥世帯区分	1被保護世帯、中国 残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び 永住帰国後の自立 の支援に関する法 律による支援給付 受給世帯又は市町 村民税非課税世帯		2市町村民税均等 割課税世帯	3市町村民税所得 割課税世帯 (円)		4所得税課税世帯 (円)		
⑦住まいの状況		1 自家 2 借家(貸主の諾否)						
⑧ 給付後の生 活の状況	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について 該当する状況に○) 1自力のできるようになる 2一部介助のできるようになる 3給付して変わらない 4その他()				その他の状況 1コミュニケーションが容易になる 2情報入手が容易になる 3在宅生活が可能になる 4その他()			
	⑨給付の必 要の有無		1 有 2 無		⑩給付する(し ない)理由			
⑪ 給付する用 具(型)		⑫ 予定 価格		円	⑬ 給付を受け る者又は扶 養すべき者 が支払うべ き金額	円	⑭ 公費負 担予定 額	円
⑮その他								

年 月 日

調査員 氏名

㊟

様式第3号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで申請のありました日常生活用具につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		疾 病 名	
給付する用具名 (型式、規模等を含む。)		納入業者名	
		納入業者の 住 所	(電話)
価格	円	対象者又はその対象者が属する世帯の生計中心者が支払うべき額	円
注 意 事 項	1 用具は、対象者又は対象者が属する世帯の生計中心者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る時に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 3 前記2に違反した場合には、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部(第6条第1項に規定する受給者が負担する額を除く。)を負担していただくことがあります。		

様式第4号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券

①給付番号	第 号	②給付券発行年月日	年 月 日
③対象者氏名		④生 年 月 日	年 月 日
⑤居住地			
⑥扶養者氏名		⑦対象者との続柄	
⑧ 給付する用具名(型式、規模等)	⑨価格 円	⑩対象者又は対象者の属する世帯の生計中心者が支払うべき額 円	⑪公費負担額 円
⑫納入業者名		⑬納入業者の住所 (電話)	
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日	業者の公費支払請求期限 年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 ふじみ野市長 印			
⑮業者の納入した日	⑯対象者又は対象者の属する世帯の生計中心者からの受領額	⑰受領業者名及び年月日	
年 月 日	円	年 月 日 印	
⑱用具受領者氏名印	印	⑲検収者	職名 氏名 印
⑳その他特記事項			

(注)本表は①～⑭⑱は市が、⑮～⑰は納入した業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第5号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付で申請のありました日常生活用具の給付については、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

対象者氏名	
対象者住所	
却下となった用具名	
却下理由	

問い合わせ先

様式第1号（第4条関係）

（平25告示90・平27告示351・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平20告示228・平21告示156・平27告示351・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

（平27告示351・一部改正）

様式第4号（第4条関係）

（平27告示351・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平27告示351・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（平27告示351・一部改正）